

入札監理小委員会 第 78 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 78 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 2 月 3 日（火）17:19～18:00

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）の審議

○ 民間給与実態統計調査（財務省）

3. その他

4. 閉 会

<出席者>

（委 員

小林副主査、逢見副主査、廣松専門委員、椿専門委員

（財務省）

国税庁長官官房企画課 笹方主任税務分析専門官、足立係長
財務省大臣官房文書課 富士池事務官

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森丘参事官、徳山企画官

(財務省関係者入室)

(傍聴者入室)

○小林副主査 それでは、ただいまから第 78 回入札監理小委員会を開催いたします。本日は財務省の「民間給与実態統計調査の実施要項(案)」について審議を行います。本日は国税庁長官官房企画課、笹方主任税務分析専門官に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項(案)の内容等について御説明いただきたいと思います。なお、説明は 10 分程度でお願いいたします。

○笹方主任税務分析専門官 ただいま、御紹介に預かりました国税庁の笹方と申します。恐縮ですが、着座させていただいたままで、業務の概要、そして今回、御審議いただきます実施要項(案)の内容につきまして、順次、簡単に説明の方をさせていただきます。

まず今回の議題になっております「民間給与実態統計調査」につきまして、簡単なポイント及び内容を御説明させていただきます。こちらの統計調査につきましては、統計法で申します指定統計、今回、統計法が改正されておりました、経過措置により基幹統計に移行することが予定されておりますけれども、現時点では指定統計の第 77 号に該当しております、昭和 29 年分の調査から指定統計になっております。そして、歴史は昭和 24 年から始まっておりまして、今回、昨年の秋に発表した結果で第 59 回目を向かえるなど歴史のある調査となっております。

それでは、この「民間給与実態統計調査」は何のために実施しているのかということを中心に御説明させていただきます。お手元の資料の「民間競争入札の実施要項(案)」の 1 ページ目の 2 のところに「概要」として記載されておりますが、「民間給与実態統計調査」と申しますのは、民間の企業などにおける年間の給与の実態を明らかにしまして、併せて租税に関する歳入予算の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営の基本資料とすることを主たる目的としております。

当初の経緯をいろいろと調べましたところ、所得税を源泉徴収される給与所得者の数は、現在、統計上 5,400 万人程度と推計しておりますが、税収全体の中でもかなりのウェートを占めておりまして、10 兆円弱の税収が給与の源泉所得税から発生しております。

そして、その方々の税率構造がどうなっているのか、つまり、どのぐらいの給料の支払いのある方が何人ぐらいいるとか、何%いるということが、税制改正のときに必要になります。低額所得者の人数がどのぐらいで、高額所得者がどのぐらい、そのウェートを見計らいながら税率を上げたり下げたりするという検討が必要になるということで、まさに基本政策における判断材料になるということです。当初、昭和 24 年当時は財務省の方でこの調査を実施していたのですが、その後国税庁のに移管されまして、スタートし出したということでございます。

「民間給与実態統計調査」という名前によく似た同じような名前の統計調査の中で、厚生労働省の「毎月勤労統計」ですとか、「賃金構造実態」といった統計調査がございます。あと人事院でも民間給与の調査を実施しておりますけれども、それらはまた違う目的で実

施しておりまして、我々の統計調査ではあくまでも最終目標は税金の政策に役立てることを主たる目的としておりますので、税額が大体どのぐらいになるのかという見積り、そして税金をかけるに当たっては税の計算上、扶養控除、基礎控除、社会保険料控除などといった諸控除がありますが、これらの諸控除を受けている方が何人いるのか、その額は幾らなのかということのをこの「民間給与実態統計調査」では明らかにしております。これが「民間給与実態統計調査」の実施の目的でございます。

引き続き、実際の調査はどのように実施しているのかという調査の概要について説明させていただきます。国税庁であれば、民間の給与所得者に対する給与の支払い実績は全部把握しており、わざわざ統計調査をやる必要もないのではないかという御疑問もあらうかと思えます。

実は、我々国税当局におきましては、給与所得者の給与の支払内容を源泉徴収票という形で企業から提出いただいております。年に一回、翌年の1月にもらっておりますけれども、法律上は年間の給与の額が500万円以下の方については税務署に提出する必要がないということになっております。つまり、500万円を超える方の源泉徴収票は税務署の方にすべて集まってくる仕組みになっておりますけれども、民間給与実態統計調査で推計した民間給与の平均年収が大体、四百数十万円と言われている中、半数以上の方々の源泉徴収票が税務署のに提出されていないという状況でございます。

このため、我々の手元にある情報だけではこういった統計表を作成することができません。それで民間の方々、企業の方々の御負担を重々承知の上、統計調査を実施しているということです。

具体的には、毎年の調査の実施に当たりましては、まず、国税庁の方で保有している源泉徴収義務者、個人企業、法人企業も合わせた企業が大体、全国380万社ぐらいございますが、その中からランダムサンプリングによりまして約3万件の事業所を抽出いたしまして、調査票を送付しております。そしてこの調査票に回答していただくという形で調査を実施しております。

給与所得者の方は先ほど申し上げましたけれども、全国で5,400万人ぐらいと推定されるのですが、そのうち企業に対して送った調査票の中で対象にしている給与所得者は、約30万人、5,400万人中の30万人をターゲットにしたサンプル調査という形になっております。

先ほど、冒頭に説明しましたけれども、税に密着した調査でございますので、企業におきましても企業の賃金台帳ですとか、源泉徴収票といった税関係の書類をそのまま転記していただければ、調査票自体はスムーズに作れるということで、さほど負担にはならないと考えております。

しかし、余りたくさんの方々に御迷惑をかけるわけにはいかないということで、回収率とかもいろいろ見計らいながら、調査票を発送する方々を選定しているという状況でございます。

具体的には、この事務は毎年、秋口から始まります。秋口から始まりまして、翌年の秋で大体、1クールになると。そういうことで、1回の調査が、国の会計年度で言いますとちょうど2年度にまたがるという形になっております。まず、秋口に調査票の企画立案とか、翌年のやり方についていろいろと施策を練って、12月を過ぎて1月になると、調査票を民間の事業所に調査票を送付いたします。そして、2月の半ばぐらいに調査票を提出していただくという流れになります。

当然、未提出の方もおられますので、未提出の方々に対しては督促ですとか、提出の懇諭をさせていただいて、そして夏前ぐらいになりますと、いよいよ出揃ってきた調査票をコンピュータに入力して集計を行い、秋になると、その結果を公表するというのが一連の流れとなります。なお、毎年、秋の9月末までに公表するということになっております。

こういった事務の流れの中、今回、実施要項の方で、こういったことを盛り込んでいるかといったポイントについて少々説明させていただきます。お手元の資料で、「要項(案)」の23ページ目以降に、今、私が口頭で説明させていただきましたけれども、ポンチ絵の方が付いてあろうかと思います。

こちらには事務処理の流れが記載されておりまして、国税庁の方では従前はすべて基本的に内部で事務処理をやっていましたが、何年か前からほとんどの作業が外部委託化されてまいりました。まず、23ページ目の「別紙1-1」というところを見ていただきますと、「平成19年まで」ということで、平成19年までの間で、これは上の方に書いてありますが、全体の流れで、「9月～11月中旬」というところから始まりまして、右に行きまして「翌年の6月～9月末」、つまり、秋から翌年秋になりますけれども、この一年間の流れを記載しております。まず、「印刷業者」という枠があろうかと思います。そして「封入・発送」という事務があって、そして「各国税局(所)」、そして「データ化業者」、「国税庁」と書いております。

この事務処理の中で「印刷業者」「封入・発送業者」というところにつきましては、随分前から外部委託されておりました。そして、1個飛ばしまして、「データ化業者」というところも外部委託済みでございました。ただ、見ていただきますとわかりますように、それぞれが別業者でございます。

そして真ん中にあります「各国税局(所)」と書いております。これがまさに調査票を送った先からの回収業務を指します。この調査票の回収業務は従前、国税局の職員が行っていた仕事でございましたけれども、これを平成19年度から全国に12ある国税局のうち、東京国税局で外部委託を始めました。つまり、細切れになりますけれども、印刷の最初の作業からデータ化のところまでについて、外部委託が完了したというのが、平成19年までの流れでございます。

次のページをめくっていただきますと、今度は、20年度、つまり、進行年度の話でございますけれども、今年は包括的民間委託そのものではございませんけれども、なるべく一連の業者で実施できないものかという検討をいたしまして、外部委託の枠がかなり広くな

っていると思いますけれども、印刷作業から回収した調査票の審査までの事務をすべて同一の業者に外部委託するという形で実施しております。

また、前年、東京国税局のみで実施した調査票の回収業務につきまして、全国の国税局に展開しています。つまり、全国国税局の処理を一つの業者で行っていただくという形で、現在、試行しております。ただ、唯一、右端の方に「データ化業者」と記載している部分につきましては、まだ単独の業者、システムの業者の方で別に外部委託しているという次第でございます。

そして、次のページ、「別紙2」。25 ページになりますが、これがいよいよ包括的民間委託、今回、御審議いただく入札実施要項（案）の内容になりますけれども、まさに電子データ化まで含めて一つの業者に実施していただくという形でのアウトソーシング、民間委託を考えておるというところでございます。

いずれにしても、国税庁の方では従来からいろんなアウトソーシングの取組みをやっておりまして、その中でコントロールになる部分につきましては国の基幹統計でございますので、どうしても国の方でやらなければいけないところがございますけれども、できる限り、実際の作業に当たっては民間のお力を借りつつ、また、いろんな新しい知恵が出てくるとは思いますけれども、我々では気付かないところについて、いろんなやり方、そしてもしくは方法も民間の知恵をお借りしながら、もっともっといいものにして参りたいと考えております。当面、我々が考えているのは、この「電子データ化」のところまでで終わっておりますけれども、最終的に、もし可能であれば、今後、いろいろと試行した結果、国税庁の方で実施しております「集計業務」でございますとか、「企画立案」の方にも民間事業者の方に加担していただいたりすることも将来的には可能なのではないかなと考えておりまして、国の業務のスリム化と、あと民間の方のお知恵を拝借したいというつもりで、今回、作らせていただいたのがこの実施要項（案）でございます。以上、簡単ではございますけれども、説明を終了させていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があれば、お願いいたします。

○逢見副主査 今回、包括的に民間委託に当たっての論点ですが、質の設定にもありますけれども、回収率が従前どおり確保できるかどうかということが、ポイントかなと思っております。それで、19 年度は東京国税局のみがそのところを民間委託したわけですが、ここは国税局が直接回収したところと民間委託した東京国税局分とで、回収率について差のようなものがあったのでしょうか。

○足立係長 では、私からお答えいたします。東京国税局分につきまして、19 年の回収については業者の方で東京国税局の名称を基本的に使っていたのですが、督促業務の際に「東京国税局」の名称を使わなかったために、低階層、主に 1 層、2 層辺りですが、回収率が従来よりも若干落ちたというのありましたけれども、総じてそんなにひどく落ちていることはなかったというところですので、民間の業者だからといって回収率に大きく影響す

るというふうには考えていません。

○逢見副主査 今回、実施する市場化テストでは、督促をするときはどのようなやり方をするのですか。

○足立係長 前回のその東京局の反省点を活かしまして、国税庁の「民間給与実態統計調査事務局」というような名称を使いまして、民間業者がやっているということもきちっと出しますけれども、あくまで国税局が、国税庁でやっている調査だということを前面に押し出すようにしまして、回収率を上げようとしております。

○笹方主任税務分析専門官 去年の反省を踏まえてになりますけれども、やはり、国税庁がちゃんと見ているという一言だけで、大分、変わるのかなというところで、現在、20年度、全国拡大した回収を実施しており、回収期限が2月13日を予定しておりまして、まだ期限まで来ておりませんが、今のところ、大体、全国で先週末で20%ぐらいまで回収しております。前年、前々年と比べても、若干増えている。そんなに減ってもいない。局によって、若干、ばらつきがございますけれども、平均しますと、ほぼ例年並みという形で来ております。

どちらにしましても、期限が過ぎてからの話になってきますので、そこからの回収はどうやってやればいいのかというのは、またいろいろと試行錯誤をしていかなければいけないと思います。

○逢見副主査 それと、確保されるべき質のところで、層別、局別に有効回答を求めると。これは平成17年から19年の最低値ということですが、かなり細かい質の設定になるという印象を持っているのですが、こういうふうにした理由は何なのでしょう。

○足立係長 これまで国税局の方で回収作業をしていたのですが、かなり地域性が出るというのが経験的にわかっておりますので、局によっては100%回収しているところも、そこはもう、ほぼ、過去何年かにわたって100%であったり、協力の度合いが地域性を考慮した方がいいのではないかということで、こういった設定にしております。

○逢見副主査 そうだと何か発想が、これは何かもうちょっと括るとか、そういうのはできないものなのでしょうか。もう、これが定式化されているということですか。

○足立係長 そうですね。これは私どもが今まで国税局に事務を行わせるに当たって、各国税局にある程度、回収率を競わせていた部分がありますので、そういった観点から作成したというところが、ちょっと結果として出ているとお考えいただければと思います。

○逢見副主査 私は統計の専門ではないのですが、事業所区分がやはりちょっと、こんなに細かくしなければいけないのかなと。それが質の設定まで必要なのかなという印象はありますけどね。そこは私はそんなに専門ではないので、わかりませんが。

○小林副主査 どうぞ。

○椿専門委員 今、既にあったところですが、この今回の質の設定の中で東京だけが昨年か何かの回収の影響を受けて、若干、下層、事業所の規模の小さいところの目標が少し甘くなっている可能性があるのではないかというのが、率直なところですが、ただ、

勿論、ほかの地域がどういうふうになるかということに関してはまだ見えてこないところですので、その辺、今年から国税庁の名前をきちんと督促においても使えるという前提でお考えになるか、あるいは2年間ということのを伺って、2年度でしたか、とにかく、今後、少し東京の状況なども、これは決して業者さんに対しては「これでいいのだ」ということではなくて、もう少し、ぱっと見た印象では、この東京の事業所の規模の小さいところは、従前は関東甲信越よりは少しいいレベルで取れていたのではないかということもあったので、これは本当に小さい2年ぐらいの数字しか見せていただいていませんけれども、努力目標という意味では少し高く指導してあげるといえることはあるだろうと。

勿論、今、議論があった、これは非常に細かい設定の仕方なので、むしろ国税庁さん自体が管理をするのも相当大変なのではないかと。業者さんもさることながら、そういうので、もしこれでやられるなら、中間段階でどういう管理をするのかということに関しても、よく業者さんと詰めていただければと思います。

○廣松専門委員 よろしいですか。

○小林副主査 どうぞ。

○廣松専門委員 まず、基本的な点ですが、今回、民間委託をした場合に、その調査票の宛先はどこになるのですか。

○足立係長 民間事業所の住所を考えております。

○廣松専門委員 名称は。

○足立係長 名称ですか。

○廣松専門委員 「事務局」等を使うのでしょうか。

○足立係長 名称は「事務局」を使用します。

○廣松専門委員 民間事業者の方の宛先にするということですか。わかりました。それと、先ほど議論がありました疑義照会等に関して、これは民間業者が直接行うのか、あるいはコールセンターのようなものを国税庁さん自身がつくるということなのか、どちらでしょうか。つくるわけではない。

○足立係長 ではないです。

○廣松専門委員 わかりました。

○笹方主任税務分析専門官 再委託は一応、この要項(案)の方では記載しておりまして、可能な形にはしております。「原則はだめだけれども、了解を取ればオーケーです」という形にしておりますので。

○廣松専門委員 勿論、先ほどおっしゃったとおり、期限が過ぎてからの督促が大変重要なポイントだと思います。同時にやはり期限内でも問い合わせ等の対応は、結構、回収率に影響するものだろうと思いますので、その辺も是非、十分、検討をしていただければと思います。

それと、やはり先ほどお二人の委員の方から御指摘があった点ですが、37ページの「別紙10-3」を見ますと、この3のところに、「層別・国税局別有効回答率」がありますが、

これは 19 年の分ですよ。参考として 17 年、18 年分が出ていて、確かに東京だけ見ると、17 年、18 年に比べて、19 年は特に第 1 層、第 2 層辺りが低く、それから全体としても少し下がっていることは事実のように思います。

それで、結局、最低値ということにすると、結局。東京の場合にはこの 19 年の数値が出てきてしまう。考え方としては東京の 19 年は、ちょっと状況が違うということ、17 年、18 年の平均値を取るとか、なにか他の考え方もあり得るように思うのですが、その辺も御検討をいただければと思います。

○小林副主査 その今の点、その質の設定の部分ですけれども、質の設定、今、委員からいろいろ、「その最低値を取るということで、どうなのか」というお話がありましたけれども、この質の基準を達成するために、今回、総合評価方式で加点項目が結構、付いていると思うのです。

そのところで、加点項目のところでその評価項目、今、その設定した質のレベルの問題がちょっと出てきましたけれども、目標値についてもう少し、先ほど、「平均を取ったらどうか」という話もありましたけれども、それを達成するための工夫というところで、ここでは例えば、ちょっと御説明いただきたいのが 28 ページの「評価項目一覧」のところで、どの点がそこに反映、その質を達成するという点に関して反映されているのでしょうか。

結局、価格競争になってしまうのではないかと。そういう恐れがないかということなのです。だから、目標の設定レベルが適正かどうかということと、目標を達成することと、サービスの質を達成することと、それから、この総合評価の意味がその技術点ではなく、実施方法の部分で加点項目がその質のレベルを達成するのとその組合せ、バランスといいますか、その辺をちょっと気にしているということなのですが。

○笹方主任税務分析専門官 今の御質問のところですが。28 ページで申し上げますと、欄外に記載してありますけれども、特に星印のところはまさに創意工夫を求めるところになっておりまして、かなりの数にはなっております。

特に先般から話に上がっております回収のところ、これは「3.2」のところでございまして、「調査票の回収及び督促」のところで、「回収及び督促の実施方法が具体的に示されているか」、そして「回収率を高めるための工夫が見られるか」云々のところでございまして、こちらのところで、まさに今、我々がオーソドックスなところでやろうとしているものは、まさに葉書で督促をかける、それは 2 回程度かけるという形でこの運営を考えておりますけれども、それに加えて、何か民間の方でやる時にはちょっとした文書の記載一つに始まるのでしょうけれども、「こういう形でやった方がいい」とか、タイミングでも、例えば我々、「今回、2 月 13 日が期限です」と言いましたけれども、例えば期限の 1 週間後にやろう、2 週間後にやろうとしていますが、例えば民間のほかの統計などをやる場合に「督促はこういう形でやった方が有効なのだ」とか、そういったところは、我々、正直を申しましてノウハウを何も持っておりませんので、そういったところが新しい知恵

になってくるのではないかと。

我々、どうしても公務員ですと、人海戦術でついつい「電話をかければいい。」などと考えますけれども、民間の方だと意外にそういうところはもっとシンプルに、なおかつ効果が最大になる方法と、いろんなノウハウがあるのではないかと思います。そういったところを、こちらの加点のところでございますけれども、これだけではございません。星印の付いているところがいっぱいございまして、いろんなノウハウをいただきたいと考えている次第です。

当然、この星印の付いているところを含めまして、この加点項目はかなりウエートを高目に設定しておりますので、そういったところで考えている次第でございます。

○小林副主査 椿先生、何か。よろしいですか。

○廣松専門委員 最後に確認ですけれども、今、調査は2回分を予定しているわけですが、標本抽出は毎年変えるのですか。それとも21年に標本抽出をして、22年の調査のときも同じ対象ですか。それとも。

○笹方主任税務分析専門官 対象事業所。

○廣松専門委員 対象事業所のことです。

○足立係長 事業所は毎年、洗い替えています。

○笹方主任税務分析専門官 洗い替えています。

○廣松専門委員 変えているわけですか。

○笹方主任税務分析専門官 はい。

○廣松専門委員 わかりました。

○笹方主任税務分析専門官 高階層のところでは抽出率が高いので、ダブる場合もございますが。

○廣松専門委員 はい。わかります。毎年変える場合、例えば前年に当たっているところは特別の配慮をするとか、そういうことはせずに抽出しているのですか。

○足立係長 総務省の方でこういう母集団の情報を重複是正というのを行っておりまして、そこでの基準に則った形でやらせていただいておりますので、一旦、総務省の方に対象者の名簿を登録しまして、それで他の統計と重複しているとか、そういったところを見て指導を受けて、落とすところは落とすという形でやっております。

○廣松専門委員 わかりました。

○小林副主査 先ほどのサービスの質の設定がこれで適切かどうかといったことについては、これは先ほど委員からも指摘がありましたけれども、いかがですか。この最低、その第1層から第8層までというのは、これは統計的には、もう、この事業所と。

○廣松専門委員 そうですね。37ページに第1層から第8層までの区分が出ていますが、層別の基準は事業所の従業員数ですが、層別の方法としては、これが、一般的だと思います。層に応じて抽出率も変えているわけで、抽出の方法そのものとしては、比較的、オーソドックスなものだと思います。

○小林副主査 そのレベル、設定レベルの最低というところはいかがですか。そのところ。

○足立係長 抽出率の設定については、先ほど、お話の中にもありました過去何年分かの平均値ですとか、そういったところも検討はしたのですが、余りハードルが高くない方がいだろうということで、最低値を取っておりますので、我々としては「これは妥当な線かな」という判断をしたところなのです。

あと、これまで国税局に回収作業をさせていたときには、基本的に抽出率での判断しかしておりませんので、ほかの判断基準はちょっと考えにくかったというところもあります。

○椿専門委員 東京だけは例外として、18年と17年の低い方というような考え方はあり得ないのでしょうか。これは余分なことではありますけど。

○足立係長 ただ、民間の方に一年やってもらって、そこは例外とするのかという判断もあると思いますので。

○椿専門委員 その状況で入った。わかりました。

○笹方主任税務分析専門官 統計学的な立場と民間の参入という面が、ちょっと合間に挟まれているところがございます。

○椿専門委員 参入という面が。

○足立係長 余り、この回収の基準、ここをクリアしたからいいという判断はしませんので、そこはこれにこだわることなく、回収率が上がるように作業を進めたいと思っております。

○笹方主任税務分析専門官 補足的にですが、現在、全国で、今年初めて回収をやっておりますというところで、まだ期限内なので何とも言えませんが、今のところ、先ほど申しあげましたように、昨年の国税局が自前でやっていたときと比べますと、全国的にも、今、同じ水準で、局によっては若干上に上がっている局もございますので、今のところ、いい感じでは来ております。

そういう意味では今年初めて「事務局」という形の葉書も送ろうとしていますし、当初のメールも全部それで送っておりますので、そういったものが効いていて、背後に国税当局がちゃんといるということがきちっと相手方の調査先にわかれば、やはり相手、やる対象、当事者が国であろうが、民間の方であろうが、結果的には同じようになるのではないかと。若干、安直な考え方かもしれませんが、そういうふうに信じながらやっております。そういう状況でございます。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○佐久間事務局長 もっと先に気付いておくべきであったと思うのですが、最近のあの総合評価の評価方法について少し、もうちょっと詳しく書いておいたと思いますが、評価の委員会を設けて、外部の方を入れたりというようなことを書き込んでいたかと思うのですが、それは今回はどういうふうにおやりになるつもりでしょうか。

今、見ていて、ちょっと見付からなかったのですが、評価の手順のところ、どういう

体制でその評価をする側がどういうふうにやっていくか。これは。

○足立係長 10 ページの 6 で始まるものですね。9 ページから 11 ページですね。

○佐久間事務局長 これはちょっと従来のやり方の線ですよ。最近、もう少し、ちょっと詳しく目に外部有識者が入った委員会の形ということを伝えるとか、過半数とか、ちょっと手間をかけていたでしょう。

○事務局 大体、統計はこういった書きぶりになっています。

○佐久間事務局長 統計はこのやり方でやっているわけですか。そうですか。

○事務局 「過半数」と書いているのは、官民競争のとき。

○佐久間事務局長 ときだけ。

○事務局 はい。

○佐久間事務局長 そうすると、大体、これで標準で。

○事務局 内容的には、大体、これぐらいだと思います。

○佐久間事務局長 委員会を必ずしも構成しない。

○事務局 委員会はそうですね。していないのもあるでしょう。

○佐久間事務局長 していないのもあると。それは。

○事務局 要は有識者の方に採点していただいたものを集計してやるというやり方もあります。

○佐久間事務局長 あると。それはそのやり方、それぞれということですね。

○事務局 はい。それは幅があります。

○佐久間事務局長 はい。ということでしたら、他の例と比べて同じようだということがあれば。はい。

○小林副主査 さっき私が気にしていたのは、結構、創意工夫を求めているけれども、その目標の設定というか、質の達成するところがそれほど高くないというところが、ちょっとアンバランスではないかと思ったのです。せっかく総合評価でこんなに創意工夫の部分、加点項目は結構多くて、それで創意工夫を参入してくる事業者に求めているのに、その 3 年間の最低のところでは質の設定をしているところは、何かちょっとバランスというか、余りよくないのではないのでしょうか。

だから、価格競争といいますか、その効率性を求めるというスタンスであれば、勿論、今までの中での実績値の中の最低ラインは確保してくださいというのでいいと思うのですが、結構、創意工夫を求めているということになると、やはり事業参入する人たちは質も達成してほしいですよというメッセージかなと。

だから、その意味で、参入する人が技術点を高く取った方が有利だと思うか、「いや、技術点ではなくても、価格で勝てば大丈夫だよ」と思うのかというところで、これを出すメッセージとしてはちょっとバランスがよくないのかなと思ったのです。だから、その辺、もうちょっと工夫の仕方があるのではないかと思います。

いいですか。それでは、時間になりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

きます。事務局から確認すべき事項がありますか。

○事務局 それでは、こちらの実施要項につきましては、これから公表を行いまして、パブリックコメントということで民間事業者さんの意見等も求めていきたいと、そういった形で進めさせていただきたいと思います。

また、先ほど、特に「東京分がちょっと甘いのではないか」ということもございましたので、その辺りはパブリックコメントの手続と並行して、また再度、御検討をしていただいた上で、必要に応じて統計調査分科会の先生方にも御相談をしながら、もうちょっと御検討をいただくということで進めさせていただければと思います。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、財務省におかれましては本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）の公表、意見募集の結果を踏まえて引き続き検討いただくようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項につきましては、事務局にお寄せください。事務局で整理をしていただいた上で各委員にフィードバックするようにしていただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会をこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

（財務省関係者退室）

（傍聴者退室）